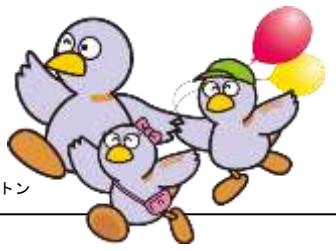




埼玉県文化振興基金

埼玉県のマスコット コバトン



令和6年度 次世代未来サポート

(事業名：次世代文化芸術活動助成事業)

申請の手引き

【問い合わせ・書類提出先】

埼玉県県民生活部



文化振興課 文化振興担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

[TEL] 048-830-2887

[FAX] 048-830-4752

[e-mail] a2875-07@pref.saitama.lg.jp



目次

◆申請から助成金交付までの流れ	3
◆次世代未来サポートの概要	4
1 助成メニューと助成金額	
2 助成対象者（申請者）の要件	
3 助成対象となる文化芸術活動の範囲	
4 助成対象とならない活動	
5 助成の審査基準	
6 助成の対象となる経費	
7 申請受付期間	
8 申請時の提出資料	
9 助成金を受けることができる回数	
◆別表1 助成の対象となる経費	9
◆別表2 助成の対象とならない経費	10
◆助成が決定した後のお願いと注意点	11
◆記入例	12

申請から助成金交付までの流れ



①助成金交付申請書の提出

(申請団体→県)

所定の期間内に「助成金交付申請書」及び必要資料一式を提出してください（メール又は郵送）。

②事務局による内容確認

(県)

書類の内容を事務局（文化振興課）でチェックし、不明な点について電話等で確認します。

③審査委員会による審査

(県)

埼玉県文化振興基金助成審査委員会による審査を行います。（予算の範囲内で採択）

④審査結果の通知

(県→申請団体)

上記の審査を踏まえ、交付（内定）または不交付を決定し、結果を通知します。

⑤事業実施

(申請団体)

職員が実地検査をする場合があります。
事業内容が当初の計画から大きく変更となる場合は事前の承認が必要となります。

⑥実績報告 (事業完了後)

(申請団体→県)

事業完了後30日以内または令和7年4月11日のいずれか早い期日までに、所定の様式により実績報告書を提出してください。

⑦助成金額の確定

(県→申請団体)

実績報告の内容を精査し、助成金額を確定のうえ通知します。決算額の減額等に伴い助成金が減額となる場合があります。

⑧助成金交付請求

(申請団体→県)

請求書を提出してください。

⑨助成金の振込み

(県→申請団体)

指定の振込先に振り込みます。

埼玉県文化振興基金とは

民間の方々の寄附金と県の出資金で成り立っている基金です。

昭和59年度の設立以来、埼玉県の個性豊かな地域文化の発展に役立っています。



次世代未来サポートの概要



次世代未来サポート（事業名：次世代文化芸術活動助成事業）は、子どもや若者が身を持って文化芸術に触れ、感じる機会を提供するイベントや講座に対し助成する事業です。令和6年度においては、15件程度の事業の採択を予定しています。

1 助成メニューと助成金額

部 門	事 業 内 容	助成金額
子ども・若者 文化芸術体験 部 門	<p>県内で行う未就学児、小中学生、高校生等を対象とした文化芸術の体験事業（原則としてプロを招聘して行うもの）が助成の対象となります。</p> <p>※体験部分は子どもの参加人数を 10人以上 としてください。</p> <p>※申請は1事業につき、1イベント（公演を伴う場合は1公演）までです。</p> <p><対象となる事業の具体例></p> <p>【例①】プロの演奏家を招き、小中学生を対象にミニコンサートと楽器演奏体験を行う場合</p> <p>【例②】獅子舞保存会が、子どもたちを対象に獅子舞の体験教室を開催する場合</p> <p>【例③】プロの画家を招いて、高校生を対象に絵画教室を2日間にわたって行う場合</p>	助成対象経費の3分の2以内（上限額20万円）
文化芸術 活動人材育成 部 門	<p>県内で行う、文化芸術分野で活躍することを目指している若手人材（高校生、大学生、10代～20代のアーティスト）の育成を目的とした、成果発表を伴うワークショップ（原則としてプロを招聘して行うもの）が助成の対象となります。※<u>参加者の事前申込必須</u></p> <p><対象となる事業の具体例></p> <p>【例①】プロの演奏家を講師とし、音楽を学ぶ学生を対象に講習会を行う場合</p> <p>【例②】学生を対象に、美術の専門家によるワークショップを行い、そこで作成した作品の展示会を開催する場合</p>	

2 助成対象者（申請者）の要件

(1) 県内に住所又は活動の本拠を有し、次の①～③のいずれかに該当する者。また、申請時点で団体設立後1年以上の活動実績を有すること。

①一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(ただし地方公共団体が基本金その他これに準じる資金等を出資している法人を除く。)

②特定非営利活動法人（NPO法人）

③法人格を有しない団体（任意団体）の場合には、次の要件を全て満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有し、その規約等により以下のイ～オおよび団体設立年月日が確認できること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること（代表者と同一人物の兼務は認めない。）

エ 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること

(2) 県内に住所を有する実行委員会で、次の要件を全て満たしている団体。

ア 申請しようとする活動を行うことを主たる目的として設立されたものであること

イ 申請時点で実行委員会が設立されていること

ウ 実行委員会が（1）③ア～ウの要件を全て満たすこと

■申請者となれない団体

・民間企業。

・暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例39号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

・代表者、役員、使用人、従業者、構成員に、暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条2号に規定する暴力団員及び第3条2号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる団体。

3 助成対象となる文化芸術活動の範囲

芸術	<ul style="list-style-type: none">・美術（絵画、彫刻、工芸、写真など）・音楽（邦楽を含む）・演劇・舞踊・文学（短歌、俳句、川柳、詩など）・メディア芸術の制作、発表（自ら制作したものに限る）
伝統文化	<ul style="list-style-type: none">・文化財の保存・継承・地域の伝統行事、民俗芸能等の保存・継承
その他	<ul style="list-style-type: none">・生活文化（華道、茶道、書道等）・その他、上記に分類できない文化芸術活動

4 助成対象とならない活動

- ・専ら営利を目的とするもの。
- ・特定の政治、宗教活動を目的とするもの。
- ・チャリティコンサートなど、寄附を主な目的として開催するもの。
- ・コンクール、コンテストを目的とするもの。
- ・教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、流派が行う稽古事や習い事の講習会、発表会、温習会等。
- ・事業内容の大部分を外部の主体が行う事業。
- ・県（教育委員会、県が基本金等を出資する法人等を含む）が主催又は共催する事業。
- ・自治体（教育委員会、自治体が基本金等を出資する法人等を含む）が主催又は共催するもの。ただし、これらの団体が事業実施の中核とならない共催や実行委員会の構成団体として関わるものは可。
- ・学校教育の活動（学校の行事、部活動、課外活動など）に関するもの。
- ・国または県からの補助金・助成金を受けているもの（または受ける予定であるもの）。
- ・事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く額を調達できる見込みがないもの。
- ・その他、この制度による助成が適当でないと認められるもの。

5 助成の審査基準

埼玉県文化振興基金助成審査委員会による審査を行います。

審査にあたっては、予算の範囲内で下記の観点を中心に総合的に判断を行います。

実現性	<ul style="list-style-type: none">・過去の活動実績があり、現在も継続的に活動している。・事業計画および予算計画が妥当である。・申請内容を確実に実行できる体制がある。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・県が補助するのにふさわしい内容である。・質の高い文化芸術を体験できる事業である。・次世代の文化芸術の担い手を育成する事業である。
経費の適正さ	<ul style="list-style-type: none">・適正な経費で実施される事業である。・助成金が有効に活用される事業である。
事業効果	<ul style="list-style-type: none">・本県の文化振興に寄与する事業である。・今後の継続・発展が期待できる事業である。

6 助成の対象となる経費

事業の実施における全ての経費が助成の対象となるわけではありません。

助成の対象となる経費は「別表1」（9ページ）、助成の対象とならない主な経費については「別表2」（10ページ）に掲げましたので、こちらも参考にしてください。

7 申請受付期間

所定の期間内に助成金交付申請書等書類一式を提出してください。受付期間内の消印有効です。

区分	対象となる事業の実施期間	申請受付期間
第1期	令和6年4月1日（月）以降に開始し、 令和7年3月31日（月）までに終了する活動	令和6年4月1日（月） ～4月19日（金）
第2期	令和6年10月1日（火）以降に開始し、 令和7年3月31日（月）までに終了する活動	令和6年6月28日（金） ～7月19日（金）

※対象となる事業の実施期間とは、準備期間を含めた期間です。対象となる事業の実施期間より前や後に支出した経費については、原則助成対象外となります。

個別にご相談事項がある場合は、必ず事前に事務局までお問い合わせください。

※電子メール (a2875-07@pref.saitama.lg.jp)、郵送のいずれかの方法により期間中に提出してください。

※電子メールで申請する場合は、メール送付後に連絡先（電話：048-830-2887（平日8時30分～17時15分））まで電話でご連絡ください。

（データ容量に限りがあるため、メールが届かず申請を受理できない場合がありますので、必ず電話で送付した旨をご連絡ください。）

※チラシデータなど大容量となる場合は、事前にご連絡ください。大容量ファイル受取用のメールを送付させていただきます。（オンラインストレージなどは不可）

※結果の通知は、5月末頃を予定しています。

8 申請時の提出資料

(1) 申請書 ※郵送の場合、A4片面印刷

- ①埼玉県文化振興基金助成金交付申請書
- ②（附表1）埼玉県文化振興基金助成事業計画書
- ③（附表2）収支予算書
- ④暴力団排除に関する誓約事項

(2) 添付資料 ※郵送の場合、A4片面印刷

- ①規約・会則等
- ②会員名簿等
 - ※会員全員の住所（市町村名まで可）と氏名が入ったもの
 - ※役員を明記してください。
- ③申請事業の詳細が判明できる資料
 - （出演者、演目、開演・終演時間、展示内容などの詳細がわかるもの）
- ④過去の活動状況がわかる資料（過去の事業のプログラム、写真等）
 - ※③と④で合計最大10ページ程度（チラシ・パンフレット等は該当箇所が分かるようにする）
- ⑤交付申請書チェックリスト

※申請書の連絡担当者は、助成金の交付を受けようとする団体の会員としてください。

※提出書類は、審査の基礎資料となることから、書類の記載にあたっては具体的な内容をご記入いただくとともに、記入漏れや誤りのないように注意してください。

※書類の不備や不明な点などがある場合、電話等で確認を行いますので、**必ず控えをお取りください。**

また、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

※事務局で確認を行い、正式に申請を受理した事業については、提出書類の返却はできませんので、御了承ください。

9 助成金を受けることができる回数

・助成回数は、1団体につき過去の実績を含み、通算で5回まで（同一年度では1回まで）となります。

※申請多数の場合には、過去の助成回数が少ない事業、新規性の高い事業を優先的に採択する場合があります。

別表1 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、下表に掲げる区分に該当する経費です。

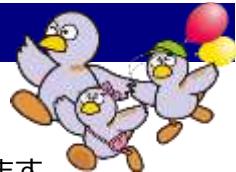
助成の対象について不明な点がございましたら、文化振興課までお問合せください。



区分	内容
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ■会場整理、受付などのアルバイト賃金など <p>※ 交付決定（内定）以降の増額は、原則として認められません。</p> <p>※ 賃金発生理由が不明確な場合や賃金単価が不適正な場合は、減額又は対象外になる場合があります。</p>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ■外部から招へいする講師に対する謝礼金など <p>※ 交付決定（内定）以降の増額は、原則として認められません。</p> <p>※ 謝金については根拠を求める場合があります。</p> <p>※ 報償費発生理由が不明確な場合や報償費単価が不適正な場合、減額又は対象外になる場合があります。</p> <p>※ 講師に交通費を支払う場合は、報償費に計上してください。</p>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ■プログラム、ポスター、チラシなどの作成費 (必要最小単位の用紙・インク代含む)
音楽費	<ul style="list-style-type: none"> ■調律料、楽器借用代（ピアノなど会場付属設備使用料に含まれる場合は、会場費として計上してください。）、■編曲料 ■著作権使用料 <p>※ 入場料の有無に関わらず、著作権使用料は必ず日本音楽著作権協会等に確認し、必要な場合は経費として計上してください。</p>
舞台・設営費	<ul style="list-style-type: none"> ■大道具・小道具費 ■舞台スタッフ費 ■会場設営費 ■貸衣装代 <p>※ 当該事業の実施に必要と認められるもののみ対象となります。</p> <p>※ 舞台装飾は助成対象外です。（詳細はQ&Aをご参照ください。）</p>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ■広報を目的としたチラシ、チケット送付料（切手代、配送料） ■上記送付に係る封筒・ラベル代（必要最小単位としてください。） ■機材等運搬費（運送料、荷物運搬用車両の借上料）
広告・宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ■新聞、雑誌等の広告費 ■入場券販売手数料
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ■会場使用料（事業当日のみ対象） ■会場付属設備使用料 等（事業当日のみ対象） ■看板代 ■オンライン配信費（通信利用料、機材レンタル料 等）※日数は事業に必要な最小限としてください。 ■感染症対策費（必要最小単位としてください。）
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ■ワークショップ素材の購入費、ワークショップの実施に必要な文具などの購入費（実施後も長期間継続的に使用可能な備品は除く。）
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ■レクリエーション保険、楽器等に対する保険 等

実績報告時に
送付先リストを
提出して下さい。

別表2 助成の対象とならない経費



助成対象外経費の主なものを下表に掲げましたので、参考にしてください。

このほか、団体の自主財源により賄うべき経費は助成対象外経費となる場合があります。

不明な点については、文化振興課までお問合せください。

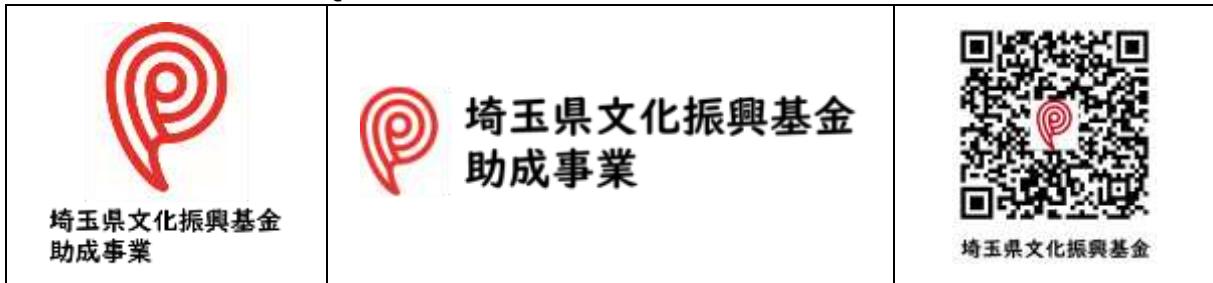
※団体の運営にかかる費用や、団体の財産になる備品等の購入費用、日頃の活動等にかかる費用は事業の収支予算書に計上しないようご注意ください。

区分	内容（例）
記録のために要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ■記録のための要員に対する賃金 ■DVD・CD代、写真代等
会員・事業参加者等に対する支払い	<ul style="list-style-type: none"> ■会員(事業実施団体の構成員)に対する支払い ※ 事業実施団体と同一性が高い団体等への支払いは、対象外となる場合があります。事前にご相談ください。 ■事業の参加者（来場者等）に対する支払い
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ■飲食代 ■弁当代 ■お菓子代
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ■賞品、賞状、記念品代（花束代含む） ■謝礼として渡すために購入した金券等（図書カード、クオカードなど） ■事業実施後に礼状を送付するための郵送代 ■収入印紙 ■ガソリン代 ■各種振込手数料 ■物品購入に係る送料・代引手数料 ■交通費（客演者等に支払うものを除く） ■舞台装飾代



1 ポスター、チラシ等への掲示

- 助成を受けることが決定した事業のポスターやパンフレット等広報物に、以下のマーク・QRコードのいずれかの表示をお願いします。
- 内定団体には、マークとQRコードをお送りします。



2 募金活動のご協力

- 助成事業の実施に当たっては、文化振興基金への募金活動の御協力をお願いしています。
- 審査結果の通知とともに内定団体に、簡易募金箱（厚紙製・組み立て式）をお送りします。
助成事業実施の際、受付等に簡易募金箱を設置の上、募金活動のご協力をお願いします。

3 助成事業のホームページへの掲載

- 助成を受けることが決定した事業について、助成対象事業の概要を『埼玉県文化振興基金助成事業ホームページ』に掲載します。

4 事業内容の変更等

- 助成事業の次の事項について、変更する場合は、事前に変更申請が必要となります。
 - ①事業内容を大幅に変更する場合
 - ②事業費総額の20%以上を変更する場合
 - ③経費配分を大幅に変更する場合
- 助成事業を中止し、または廃止する場合は、事前に申請してください。
- 助成事業が予定の期間内に完了しない場合、または助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文化振興課まで連絡のうえ、指示を受けてください。
- 助成事業の確認のため、職員が実地検査をする場合があります。

5 助成金額について

- 事業完了後、提出された実績報告書の内容を精査し、助成金額の確定を行います。
- 事業内容の変更や事業費に減額が生じた場合、実績報告の確認等により助成金が減額となる場合があります。
- 交付決定後に助成対象経費が増額となった場合でも、助成額は交付決定額が上限となります。

※ 実績報告書には、**申請団体名を宛名とした領収書コピー**を添付していただきます。領収書コピーの提出がない経費については助成の対象となりませんのでご注意ください（詳細については、助成金交付団体決定後に通知を行います）。

6 帳簿書類等の保管

- 助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を令和12年3月31日まで（当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間）保管しておいてください。

記入例（郵送の場合、申請書はA4片面で提出）

(様式第1号) (3) (第4条関係 次世代文化芸術活動助成事業)

令和6年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

規約・会則上の団体の所在地を記入

所 在 地 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

名 称 特定非営利活動法人

埼玉〇〇△△△
代表理事
埼玉太郎

代表者 職・氏名

代表者の役職も
記入してください。
押印不要。

下記により、令和6年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業 名

子ども体験教室
「琴ミニコンサート＆体験コーナー」附表1の事業計画書と同じ事業
名を記入

2 事業費 総額

299,800円

2→附表2の収支予算書のF
の金額
3→附表2の収支予算書のC
の金額

3 助成金交付申請額

190,000円

4 事業計画書（附表1）

5 収支予算書（附表2）

(附表1) (次世代文化芸術活動助成事業)

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

事 業 名	子ども体験教室「琴ミニコンサート&体験コーナー」		
実 施 期 日 等	令和〇年〇月〇日（〇曜日）		
部 門 名	<input checked="" type="checkbox"/> 子ども・若者文化芸術体験部門	<input type="checkbox"/> 文化芸術活動人材育成部門	
事 業 の 目 的	県内小学生を対象にミニコンサートと体験を行う事により、普段文化芸術に触れる機会の少ない子ども達に生の文化芸術を体験してもらう。		
事 業 内 容 (300字程度)	<p>埼玉〇〇△△△は、さいたま市を中心に活動する特定非営利活動法人です。未来を担う子ども達に日本の楽器である琴に親しんでもらうことを目的に、ミニコンサートと体験コーナーを開催します。</p> <p>ミニコンサートでは、プロの演奏家が「〇〇〇〇」などを演奏します。体験コーナーでは、子ども達が実際に琴に触れ、音を出してみます。</p> <p>日頃なかなか触れることのできない琴について、プロの生演奏を聴き、演奏を体験することによって、琴に興味を持つきっかけを作ります。</p> <p>1イベント（公演を伴う場合は1公演）のみ申請してください。複数イベントを併せて1事業とすることはできません。 詳細はQ&Aをご参照ください。</p>		
期待される効果	子ども達にプロの生演奏を聴かせ、体験してもらうことにより、豊かな心や創造性を育む。		
参 加 者 数 等	<p>(参加者数等) 40人 (子ども30人、大人10人) (来場者・鑑賞者数等) 100人 (体験教室参加者含む)</p> <p>参加者数には、体験部分に参加する人数を子ども・大人それぞれ記載してください。</p>		
会場 (客席数)	<p>さいたま文化センター 音楽室 (客席数) 100席 (住 所) さいたま市〇〇区〇〇〇一〇一〇</p>		
参加・入場料	大人200円、子ども100円 (コンサート鑑賞は無料)		
事業の対象範囲 (地域、対象者)	〇〇市及び周辺市町村 小学生(30名)と保護者(10名)	当該事業の過去の実施回数	1回

今回申請される事業と同様の事業を過去に実施した回数を記入

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名 称	とくていひえいりかつどうほうじんさいたま 特 定 非 営 利 活 動 法 人 埼 玉 ○ ○ △ △ △	
	所在地	代表者住所と同じ	
代表者 必ず連絡が とれる連絡先 を記入して ください。 連絡担当者 (書類送付先)	役職名	代表理事	
	ふりがな 氏 名	さいたま たろう 埼 玉 太 郎	
	住 所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	
	電 話	048-000-0000	
	ふりがな 氏 名	ききん はなこ 基 金 花 子	
	住 所	〒330-1111 さいたま市〇〇区〇〇1-1-1	
	電 話	090-0000-0000	
	e-mail	a2875-07@pref.saitama.lg.jp	
設立年月	平成15年4月	会員数	20人
活動概況	<p>さいたま市、川口市など県南に在住の10代から60代の男女で構成される。 子どもに文化芸術の場を提供することを目的に設立し、多様な文化の体験を通じて子ども達が心豊かに育つよう、活動を行っている。</p> <p>主に、毎週月曜日と木曜日の19:00~21:00に〇〇公民館で活動を行っている。</p> <p>活動概況については、できるだけ詳細に記入してください。 ・会員の年齢層など ・日頃の活動の頻度や、活動の拠点など</p>		
活動実績	<p>令和〇年4月 子どもアートフェスタinスプリング(〇〇後援) 7月 体験教室「演劇暗唱&体験コーナー」 12月 クリスマスイベント</p>		
過去の助成事業	<p>1回(助成を受けた年度・事業名) H24 体験教室「演劇鑑賞&体験コーナー」</p> <p>過去の助成回数が不明の場合は、文化振興課までお問合せください。</p>		
添付資料	<p>①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料(チラシの案など) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等(過去の事業のプログラム等) ⑤暴力団排除に関する誓約事項</p>		

3 事業詳細及び当日の進行

	<input checked="" type="checkbox"/> 以下のとおりです <input type="checkbox"/> 別添資料のとおりです
事業の進行予定を記載してください。	<p>○月 広報準備（チラシ作成・発注、HP作成、広報掲載依頼） 講師との打ち合わせ</p> <p>○月 チラシ配布（〇〇市・△△市の公民館等） プログラム作成</p> <p>○月 会場との打ち合わせ</p>
※子どもの体験部分について、具体的に記載してください。 ・子どもの参加人数（複数部の構成とする場合は部ごとに記載） ・具体的な体験内容 ・体験時間	<p>当日のスケジュール</p> <p>開場時間：12時30分</p> <p>○子どもの琴体験コーナー</p> <p>時間：12時30分～14時00分</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの琴体験（12：30～13：15） 子ども〇名が参加して、まず20分ほど琴に触れてみる。琴の弾き方に慣れたら、講師のレクチャーのもと、初心者でも弾きやすい「〇〇」の楽曲を練習する。（休憩30分）・簡単な発表会（13：45～14：00） 体験で練習した楽曲「〇〇」を参加者の保護者とミニコンサートの観客向けに披露する。
事業詳細及び 当 日 の 進 行	<p>○ミニコンサート</p> <p>上演時間：13時45分～14時30分 (冒頭15分は子どもの琴体験の発表会)</p> <p>～琴演奏家による演奏～</p> <p>＜曲目＞〇〇〇〇 〇〇〇〇</p> <p>～終了～</p> <p>※事業内容については、できるだけ詳細に記入してください。 ・構成・曲目・出演者など ・開場・開演・終演時間など ・後援、協賛などを受ける予定の自治体名など</p> <p>◎琴演奏家兼講師：〇〇〇〇 △△△△ □□□□</p> <p>※講師の経歴をできるだけ詳細に記入してください。別紙も可</p> <p>後 援　〇〇市（予定）</p>

(附表2) (次世代文化芸術活動助成事業)

収支予算書

1 収入の部

収入合計 (D) - (その他収入 (B) + 県助成金要望額 (C)) の金額。

区分	予算額(円)	積算内訳
A 自己資金	74,800	会の運営費
B その他収入	35,000	入場料収入、他の助成金等、その他を足した金額。
入場料・参加費収入	5,000	大人200円×10人=2,000円 子供100円×30人=3,000円
他の助成金・補助金	30,000	○○市からの補助金 (●●助成事業)
寄付金・協賛金		
その他		
C 県助成金要望額(※)	190,000	助成対象経費 294,800円×2/3=196,533円 1万円未満切捨て→190,000円の範囲内
D 収入合計	299,800	

(※) C県助成金要望額は、E助成対象経費合計の2/3以内です。(限度額20万円、1万円未満切捨て)

2 支出の部

手引きP9「別表1 助成の対象となる経費」の区分を記入してください。

積算内訳は単価・人数・回数等の積算が分かるように記入してください。

区分	予算額(円)	積算内訳
E 助成対象経費	294,800	助成対象経費の区分の合計の金額。
賃金	6,000	会場受付アルバイト賃金 2,000円×3人=6,000円
報償費	96,000	講師(○○○○)(△△△△)(□□□□) 32,000円×3人=96,000円
印刷製本費	37,400	チラシ 17.5円×2,000枚=35,000円 資料コピー代 10円×3枚×80部=2,400円
音楽費	44,000	琴借用代 3,000円×8面=24,000円 著作権使用料 20,000円
通信運搬費	41,400	チラシ発送切手代(市内小学校あて) 140円×10枚=1,400円 琴運搬費(業者依頼) 40,000円
広告・宣伝費	35,000	○○新聞△△地域(挟み込み) 35,000円
会場費	14,000	看板代(入口・舞台) 2,000円 音楽室使用料(全日) 12,000円
消耗品費	15,000	琴爪代 1,000円×15個=15,000円
保険料	6,000	琴に対する保険 6,000円
助成対象外経費	5,000	助成対象期間外の支出 5,000円
F 支出合計 ※	299,800	

※ D収入合計とF支出合計は同額になるようにしてください。

記入例（郵送の場合、申請書はA4片面で提出）

(様式第1号) (3) (第4条関係 次世代文化芸術活動助成事業)

令和6年度埼玉県文化振興基金助成金交付申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事〇〇〇〇様

規約・会則上の団体の所在地を記入

所在地 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

名 称 特定非営利活動法人

埼玉〇〇△△△

代表理事

代表者 職・氏名

埼玉太郎

代表者の役職も記入してください。
押印不要。

下記により、令和6年度埼玉県文化振興基金助成金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

附表1の事業計画書と同じ事業名を記入

1 事業 名

絵画ワークショップ&展示会

2 事業費 総額

259,800円

3 助成金交付申請額

160,000円

2→附表2の収支予算書のFの金額
3→附表2の収支予算書のCの金額

4 事業計画書(附表1)

5 収支予算書(附表2)

埼玉県文化振興基金助成事業計画書

1 申請事業の概要

事業名	絵画ワークショップ&展示会	曜日も記入
実施期日等	令和〇年〇月〇日（〇曜日）	
部門名	<input type="checkbox"/> 子ども・若者文化芸術体験部門 <input checked="" type="checkbox"/> 文化芸術活動人材育成部門	
事業の目的	アーティストを目指す学生を対象に、プロによる絵画ワークショップを行い、ワークショップでの作品の展示会を行うことで、次世代のアート分野を担う人材を育成する。	
事業内容 (300字程度)	<p>埼玉〇〇△△△は、さいたま市を中心に活動する特定非営利活動法人です。次世代のアート分野を担う人材の育成を目的に、絵画ワークショップと展示会を開催します。</p> <p>絵画ワークショップは、全2部構成とし、第1部では座学としてプロの画家が複数の西洋美術作品を通して、絵のテーマや技法を解説します。</p> <p>また第2部では、第1部で学んだテーマ設定や技法を実践し、プロの画家のレクチャーのもと、作品を制作してみます。</p> <p>ワークショップで制作した作品は、〇〇市立美術館の特設ギャラリーで6日間展示されます。</p> <p>アート分野で活躍を目指す学生が、プロから学ぶ貴重な機会を得るとともに、作品が美術館に展示されることで、よりアート分野を目指す契機を作ります。</p>	
期待される効果	アート分野で活躍を目指す学生が、プロから学ぶ貴重な機会を得ることで、アート分野の次世代人材を育成する。	
参加者数等	(参加者数等) (来場者・鑑賞者数等)	10人 (ワークショップ参加者) 1,000人 (展示会来場者数)
会場(客席数)	<p>ワークショップ：〇〇市文化センター 多目的室 (客席数) 40席 (住所) 〇〇市■■〇一〇一〇</p> <p>展示会：〇〇市立美術館 (客席数) 〇〇人 (収容人数) (住所) 〇〇市■■〇一〇一〇</p>	
参加・入場料	<p>ワークショップ参加費：5,000円 展示会入場料：無料</p>	
事業の対象範囲 (地域、対象者)	〇〇市及び周辺市町村の美術系高校生・大学生	当該事業の過去の実施回数 1回

今回申請される事業と同様の事業を過去に実施した回数を記入

2 申請団体の概要

申請団体	ふりがな 名 称	とくていひえいりかつどうほうじんさいたま 特 定 非 営 利 活 動 法 人 埼 玉 ○ ○ △ △ △	
	所在地	代表者住所と同じ	
代表者	役職名	代表理事	
	ふりがな 氏 名	さいたま たろう 埼 玉 太 郎	
	住 所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	
	電 話	048-000-0000	
	ふりがな 氏 名	ききん はなこ 基 金 花 子	
	住 所	〒330-1111 さいたま市〇〇区〇〇1-1-1	
	電 話	090-0000-0000	
(書類送付先)	e-mail	a2875-07@pref.saitama.lg.jp	
設立年月	平成15年4月	会員数	20人
活動概況	<p>さいたま市、川口市など県南に在住の10代から60代の男女で構成される。 文化芸術の次世代人材を育成することを目的に設立し、多様な文化の教育を通じて子ども達が心豊かに育つよう、活動を行っている。</p> <p>主に、毎週月曜日と木曜日の19:00~21:00に〇〇公民館で活動を行っている。</p> <p>活動概況については、できるだけ詳細に記入してください。 ・会員の年齢層など ・日頃の活動の頻度や、活動の拠点など</p>		
活動実績	<p>令和〇年4月 子どもアートフェスタinスプリング(〇〇後援) 7月 体験教室「演劇暗唱&体験コーナー」 12月 クリスマスイベント</p>		
過去の助成事業	<p>1回 (助成を受けた年度・事業名) R4 ピアノレクチャー教室 & コンサート</p>		
添付資料	<p>①規約・会則等 ②会員名簿等 ③申請事業の詳細が判明できる資料 (チラシの案など) ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等 (過去の事業のプログラム等) ⑤暴力団排除に関する誓約事項</p>		

3 事業詳細及び当日の進行

	<input checked="" type="checkbox"/> 以下のとおりです <input type="checkbox"/> 別添資料のとおりです
	<p>○月 広報準備（チラシ作成・発注、HP作成、広報掲載依頼） 講師との打ち合わせ</p> <p>○月 チラシ配布（〇〇市・△△市の美術系高校・大学） プログラム作成</p> <p>○月 会場との打ち合わせ 事前申込受付（〇月〇日～〇〇日）</p>
	<p>当日のスケジュール</p> <p>開場時間：12時30分</p> <p>第1部 プロの画家による西洋美術の講義 (時間：13時00分～14時00分) プロの画家が複数の西洋美術作品（「〇〇」「◆◆」「△△」を用いて、そのテーマ・描かれた背景や、画法を座学形式で解説する。</p> <p>第2部 絵画ワークショップ (時間：14時～16時) プロの画家のレクチャーを受けながら、第1部で学んだテーマ設定や画法を実践する形で絵画を制作する。 制作時間の途中に、参加者同士の交流の時間を設け、講師だけでなく参加者間の意見を作品に活かせるようにする。</p>
	<p>ワークショップで制作した絵画作品は、〇月〇日～〇月〇日まで〇〇市立美術館の特設コーナーに展示する。観覧料は無料とする。</p>
	<p><参加者の募集方法></p> <p>〇〇市・△△市内にある美術系高校・大学の学生約〇〇名を対象としてチラシ1000枚を配布。 事前申し込み制とし、10名を定員として募集する。</p>
	<p>◎プロ画家兼講師：〇〇〇〇 △△△△ □□□□</p> <p>後援 〇〇市（予定）</p> <p>※講師の経歴をできるだけ詳細に記入してください。別紙も可。</p>

(附表2) (次世代文化芸術活動助成事業)

収支予算書

1 収入の部

収入合計 (D) - (その他収入 (B) + 県助成要望額 (C)) の金額。

区分	予算額(円)	積算内訳
A 自己資金	49,800	会の運営費
B その他収入	50,000	入場料収入、他の助成金等、その他を足した金額。
入場料・参加費収入	50,000	5,000円×10人
他の助成金・補助金		
寄付金・協賛金		
その他		
C 県助成金要望額 (※)	160,000	助成対象経費 254,800円×2/3=169,866円 1万円未満切捨て→160,000円の範囲内
D 収入合計※	259,800	支出合計 (F) と一致

(※) C 県助成金要望額は、E 助成対象経費合計の 2 / 3 以内です。(限度額 20 万円、1 万円未満切捨て)

2 支出の部

手引き P9「別表1 助成の対象となる経費」の区分を記入してください。

積算内訳は単価・人数・回数等の積算が分かるように記入してください。

区分	予算額(円)	積算内訳
E 助成対象経費	254,800	助成対象経費の区分の合計の金額。
賃金 ← 交付決定後は増額変更できません	6,000	ワークショップ受付アルバイト賃金 3,000円×2人=6,000円
報償費 ← 変更できません	96,000	講師 (○○○○) (△△△△) (□□□□) 32,000円×3人=96,000円
印刷製本費	37,400	チラシ 35円×1,000枚=35,000円 資料コピー代 10円×12枚×20部=2,400円
通信運搬費	41,400	チラシ発送切手代 140円×10枚=1,400円 絵画運搬費(業者依頼) 40,000円
会場費	38,000	看板代(入口・舞台) 2,000円 多目的室使用料 12,000円 展示会場使用料 4,000円×6日=24,000円
消耗品費	30,000	画材代 3,000円×10セット=30,000円
保険料	6,000	絵画作品に対する保険 6,000円
助成対象外経費	5,000	助成対象期間外の支出 5,000円
F 支出合計 ※	259,800	

※ D 収入合計と F 支出合計は同額になるようにしてください。